

平成16年度 第3回
技術委員会 化学・石油部会
議事録

・日 時：平成17年2月23日(水) 9:30～11:00

・場 所：虎ノ門パストラル ミント

・出席者(敬称略、順不同)

部会長：加藤(化学・バイオつくば財団)

委 員：庄賀(昭和電工)、清木(代理 田口(三菱化学))、谷(日本肥料アンモニア協会)、中田(日本化学工業協会)、能重(出光ガスアンドライフ)、平位(代理 飯田(日揮プロジェクトサービス))、渡辺(ジャパンエナジー)

事務局：杉浦、長谷川、道下、桑原(以上、高圧ガスLNG協会)

大角、岩崎、神門、松木、難波、長沼、吉村(以上、高圧ガス保安協会)

・配付資料：資料16 平成16年度第2回技術委員会 化学・石油部会 議事録
資料17 緊急遮断弁の漏えい検査のデータに関する質問への回答
資料18 LNG受入時における不純物分析の要否について
資料19 天然ガス中の不純物が設備に与える影響について
資料20 定期自主検査指針/保安検査基準(LNG受入基地関係)の
総則等の変更内容について
資料21 定期自主検査指針(LNG受入基地関係)(案)
資料22 保安検査基準(LNG受入基地関係)(案)

参考6 化学・石油部会書面投票結果

参考7 技術委員会書面投票結果

参考8 水銀が含有したLPGによる機器の破損事故について

・議事概要

1. 会長挨拶

審議に先立ち、協会会長より以下のような挨拶があった。

前回部会及び1月14日開催の技術委員会で書面投票をお願いしたLNG受入基地設備関係の定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)については、書面投票結果では賛成可決であった。KHK技術基準策定プロセスでは、パブリックコメントへ移行できるが、LNGの腐食性に対する意見を幾つか頂いており、その意見への対応についてパブリックコメント前に再審議をお願いするものである。

LNGの腐食性については専門委員会から議題に挙がっており、材料の側面からの検討を実施してきたが、更に化学的な側面からも検討を行い、補足説明をし、ご理解を

得たいと考えている。また、技術委員会でご質問のあった沖縄のLPG水銀混入による漏えい事故について説明をし、LPGとLNGでの水銀含有量の違いについて説明する。

よろしくご審議方お願いします。

2. 前回議事録の確認について

事務局から、前回議事録については、事前に確認済みである旨説明を行った。

3. 書面投票結果について

事務局より、参考6及び7に基づき、前回化学・石油部会及び1月14日開催の技術委員会における書面投票結果について賛成可決であった旨説明を行った。また、その際に、頂いた意見について紹介した。

4. 書面投票後の対応

(1) LNGの腐食性等に関するコメント

事務局より、資料18及び19に基づき、書面投票で意見のあったLNGの腐食性等に関するコメントへの対応について、説明を行い、引き続いて、資料20に基づき、定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)の総則改定案について説明を行った。また、技術委員会でご質問のあった、沖縄で発生した水銀混入によるLPG漏えい事故について、参考8に基づいて説明を行った。その後、以下のような質疑・意見等があり、その上でコメントへの対応については了承された。

- ・資料18に売買契約時にLNGの不純物の規定はないという記載があるが、保安検査と売買契約は関係ないのではないかと。

ご質問の通り関係はないのであるが、LNGの国際売買契約の中に不純物に関する規定があれば、それに基づいてLNGの腐食性について説明ができるのではないかと議論があり、本日の説明で明確に不純物に関する規定はないという説明をした。その理由は、資料19に基づいて説明したようにそもそも日本に入ってくるLNGには腐食性がないためである。

- ・日本の受け入れ基地に入るLNGに腐食性がないことは理解しているが、そもそも検討経緯である他法令との整合という観点から、電気事業法やガス事業法においてもLNGの受け入れ時に成分分析をしていないのか。

受け入れ時には発熱量の確認として、メタン分等の成分分析を実施しているが、不純物測定のための分析は電力会社及びガス会社とも実施していないことを確認済みである。硫黄分については環境規制の観点で測定を実施することがあるが、今回の腐食性の有無のための測定ではない。ガス協会発行のLNG受入基地設備指針においても不純物がないことを前提に作成されており、問題なく活用されている。

- ・LNGに腐食に影響を与える不純物が入っていないことは理解できていたが、技術委員会で提案されていた指針(案)・基準(案)の総則では、その記述の仕方に論理的に矛盾があった。本日の提案の説明で問題ないと判断した。

(2) 緊急遮断弁に関するコメント

事務局より資料17に基づき、書面投票で意見のあった緊急遮断弁に関するコメントへの対応について、説明を行い、その後、以下のような質疑・意見等があり、その上でコメントへの対応については了承された。

- ・ 緊急遮断弁に関する意見の中で、KHKの見解を求めているが、これはどのような回答になるのか。

KHKとしては、LNGの緊急遮断弁の漏えい検査に関する案については、これまでの実績データ、他法令との整合性をみて問題ないと判断している。また、LNGの議論で終了とは考えていない。技術的なバックデータを基にして合理化できるものは合理化していくという考えである。

5. 今後について

事務局より、今後の対応として、大島技術委員会委員長に対し、本日の議論を報告し、ご承認を得た上で、パブリックコメントへ移行することを説明し、各委員より承諾を得た。また、パブリックコメント後に意見対応が必要な場合には再度部会を開催することをお願いし、その際には事務局より別途ご連絡することになった。

以上